

令和4年1月24日

様

富山県情報公開総合窓口

公文書開示請求に係る決定通知書の送付について

令和4年1月11日付けで請求のありました公文書の開示については、別添のとおり決定されましたので通知書を送付します。

開示の実施にあたり、公文書の写しを交付する場合、写しの作成に係る実費として、文書片面1枚あたり（A3判まで）10円（カラーは80円）と郵送料をご負担いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

1 写しの作成に要する実費（コピー代）

270円（白黒27ページ×10円）

2 郵送代

140円

（注） 写しの作成に要する実費については現金書留又は郵便為替にて、郵送料については料金分の切手を同封のうえ、下記の送付先へお送り願います。

当窓口で写しの作成に要する実費及び郵送料の到着が確認でき次第、公文書の写しを折り返し発送いたします。

送付先 〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号 富山県庁東別館2階

富山県情報公開総合窓口

TEL 076-444-3111 FAX 076-444-3214

公文書開示決定通知書

税 第 90 号

令和4年1月24日

様

富山県知事 新田 八郎



令和4年1月11日付けで請求のあった公文書の開示については、富山県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

請求のあった公文書の内容	徴税吏員のためのマニュアルその他の手引（滞納処分に関するもの）		
公文書の件名	滞納整理推進要綱、滞納処分の停止実施要領及び税務事務研修テキスト（徴収及び滞納処分に関する部分）		
公文書の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所	電話番号（ ） - 内線	
開示の実施の方法	写しの交付（送付）		
事務担当課（室）	経営管理部税務課 電話番号（076）444-3177 内線3323		
備考			

備考

- 1 公文書の開示により得た情報は、富山県情報公開条例第4条第2項の規定により、適正に使用しなければなりません。
- 2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を事務担当課（室）等に電話等でご連絡ください。
- 3 富山県情報公開条例第16条第2項の規定により、この通知があった日から30日を経過したときは、公文書の開示を受けることができなくなります。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該公文書の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 5 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。